

○やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例施行規則

(令和5年4月1日 規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例（令和5年やまと広域環境衛生事務組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行政文書開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の開示請求書は、行政文書開示請求書（別記第1号様式）によるものとする。

2 条例第6条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 希望する開示の方法
- (2) 開示の実施を希望する日時

3 第1項の規定にかかわらず、開示請求が郵送、ファクシミリその他これらに類する方法によりあった場合において、その書面に条例第6条第1項各号の事項がすべて記載されているときは、これを開示請求書として受理することができる。この場合において、補正の必要が生じたときは、開示請求者の承諾を得て、その訂正等を行うことができる。

(行政文書開示決定等通知書)

第3条 条例第11条第1項及び第12条第1項の書面は、行政文書開示決定等通知書（別記第2号様式）によるものとする。

2 前項の行政文書開示決定等通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第11条第1項又は第12条第1項に規定する決定の内容
- (2) 決定が条例第11条第1項第1号又は第2号の場合は、開示の日時及び場所、開示方法並びに開示に要する費用
- (3) 決定が条例第11条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第12条第1項第1号若しくは第2号の場合は、決定の理由及び審査請求の教示
- (4) 決定が条例第12条第1項第2号の場合は、新たに作成し、又は取得する見込みの情報の概要及び開示の時期

(決定期間を延長することができる理由)

第4条 条例第11条第2項の理由は、次の各号のいずれかに掲げる場合で、実施機関の長が同条第1項の期間内に開示決定等を行うことができないことによるものとする。

- (1) 災害等不測の事態が発生した場合
- (2) 開示請求の対象となる情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合

(行政文書開示決定等期間延長通知書)

第5条 条例第11条第2項の書面は、行政文書開示決定等期間延長通知書（別記第3号様式）によるものとする。

2 前項の行政文書開示決定等期間延長通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）条例第11条第2項を適用する旨及びその理由

（2）開示決定を行う期限

（新規作成取得完了通知書）

第6条 条例第12条第4項の書面は、新規作成取得完了通知書（別記第4号様式）によるものとする。

2 前項の新規作成取得完了通知書には、開示の日時及び場所、開示方法並びに開示に要する費用について、記載するものとする。

（事案移送通知書）

第7条 条例第13条第1項の書面は、事案移送通知書（別記第5号様式）によるものとする。

2 前項の事案移送通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）当該事案を移送した旨

（2）移送先の実施機関及びその長

（第三者から意見を聴取する場合の通知事項）

第8条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）開示請求の年月日

（2）意見を述べることができる期間

（3）その他必要な事項

2 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）開示請求の年月日

（2）条例第8条第1項第2号イ又は同項第4号ただし書に該当する旨及びその理由

（3）意見を述べることができる期間

（4）その他必要な事項

（第三者に関する事項が記録されている行政文書の開示に関する通知）

第9条 条例第14条第2項の書面は、行政文書開示決定に係る第三者意見書（別記第6号様式）によるものとする。

2 条例第14条第3項の書面は、行政文書開示決定第三者宛通知書（別記第7号様式）によるものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第10条 条例第15条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（1）録音テープ 次に掲げる方法

ア 当該録音テープを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープを複写したものの交付

（2）録画テープ 次に掲げる方法

ア 当該録画テープを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該録画テープを複写したものの交付

(3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。)次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ等に複写したものの交付

(行政文書の閲覧等)

第11条 閲覧の方法による行政文書の開示は、実施機関の長が指定する職員の立会いのもとに行うものとする。

2 条例第15条第1項の正当な理由は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第9条第1項の規定により情報の一部を除いてその行政文書を開示する場合

(2) 行政文書の原本を事務事業に使用する必要があり、閲覧に供すると事務事業の遂行に支障がある場合

3 実施機関の長は、行政文書を閲覧する者がその情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(写しの交付に要する費用の納付等)

第12条 条例第16条第2項の費用は、原則として前納の方法により納付しなければならない。

2 前項の費用として徴収する額は、白黒複写機による写し1枚につき、実費相当額の10円とし、カラー複写機による写し1枚につき、実費相当額の50円とする。ただし、これにより難い場合は、管理者が定める額とする。

3 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(施行状況の公表)

第13条 条例第26条の規定による施行状況の公表は、次に掲げる事項について、前年度の施行状況を取りまとめ、組合の事務所に付設する掲示板に掲示することにより公表する。

(1) 開示請求の件数

(2) 開示決定等の状況

(3) 審査請求の状況

(4) その他必要な事項

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

行政文書開示決定等通知書

第 号
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合
管理者 印

年 月 日付にて開示請求のありました行政文書については、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例第(11・12)条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので、通知します。

| | | | |
|-------------------------------|--|---------------------|--|
| 内容 | 1 全部開示 2 部分開示 3 不開示 4 開示請求を拒否 5 新たに作成し、又は、取得して、開示 | | |
| 開示の日時、場所 | 日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分 | |
| | 場所 | | |
| 開示の方法 | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () (<input type="checkbox"/> 郵送) | | |
| 開示に用する費用 | | | |
| 開示決定等の理由(部分開示・不開示・拒否) | | | |
| 開示請求に係る情報を保有していない理由 | | | |
| 新たに作成し、又は取得する見込みの情報の概要及び開示の時期 | | | |

審査請求の教示

2、3及び4の決定を受けた場合において、決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算してから3ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として(訴審において組合を代表する者は管理者となります。)提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3号様式（第5条関係）

行政文書開示決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合

管理者

印

年 月 日付にて請求のありました行政文書については、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長をいたしましたので、通知します。

| | |
|-----------|---------|
| 決定期間延長の理由 | |
| 開示決定を行う期限 | 年 月 日まで |
| 問い合わせ先 | 電話 () |

備考

第4号様式（第6条関係）

新規作成取得完了通知書

第 号
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合
管理者 印

年 月 日付にて請求のありました情報を新たに作成し、又は取得しましたので、
やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例第12条第4項の規定により、次のとおり通知します。

| | |
|----------|----------------|
| 開示の日時、場所 | 日時 年 月 日 場所 |
| 開示方法 | |
| 開示に要する費用 | |
| 問い合わせ先 | 電話 () |
| 備考 | |

第5号様式（第7条関係）

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合
管理者 印

年 月 日付で請求のありました行政文書につきましては、次のとおりその事案を次の実施機関に移送しましたので、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例第13条第1項の規定により、通知します。

| | |
|----------------------------|--------|
| 新たに担当することとなった 実施機関及びその長 | |
| 問い合わせ先 | 電話 () |
| 備考 | |

行政文書開示決定に係る第三者意見書

第 号
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合
管理者 印

やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例第5条の規定により、次のとおりあなた(貴)
に関する事項が記録されている行政文書について、開示請求がありました。この情報につきましては同条例
(第8条第2号イ・第8条第4号ただし書き)の規定に該当するため、開示決定等を行う前同条例第14条
第2項の規定によりご意見をお聴きしたいので、口頭又は文書によりご回答いただきますようお願いいたします。

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 開示請求の年月日 | 年 月 日 |
| 行政文書に記録されているあなた(貴)に関する事項の内容 | |
| 条例第8条第2号イ・第8条第4号 ただし書きに該当する理由 | |
| 意見を述べることができる期間 | 年 月 日から 年 月 日 |
| 問い合わせ先 | 電話 () |

行政文書開示決定第三者宛通知書

第 号
年 月 日

様

やまと広域環境衛生事務組合
管理者 印

先日あなた(貴)が開示することに反対の意見を述べられた行政文書につきましては、次のとおり開示することに決定しましたので、やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

| | |
|------------------------------|--------|
| 開示請求の年月日 | 年 月 日 |
| 行政文書に記録されているあなた(貴)に関する事項の内容 | |
| 開示決定の理由 | |
| 開示を実施する日 | 年 月 日 |
| 問い合わせ先 | 電話 () |

審査請求の教示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、やまと広域環境衛生事務組合管理者に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。なお、当該申立てと併せて管理者に対して同法の規定による執行停止の申立てをされたときは、当該公文書の公開を停止することがあります。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、やまと広域環境衛生事務組合を被告として(訴訟において組合を代表する者は管理者となります。)提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)